

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7（2025）年9月18日

柏 崎 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	本市の地理的概況	1
2	本市の農業構造	1
3	農業経営の発展目標	1
4	農業振興の方向性	1
5	効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けての取組方針	2
6	新規就農者の確保・育成	3
7	経営能力向上の取組み	4
第 2	農業の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごと の効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第 3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	本市が主体的に行う取組み	8
3	関係機関や集落との連携・役割分担の考え方	8
4	新規就農者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報共有	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	10
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	地域計画推進事業	12
2	農地中間管理事業の実施促進に関する事項	12
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項	15
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	16
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	16
第 6	その他	18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の地理的概況

本市は新潟県のほぼ中央に位置し、北西部は日本海に面し、その他三方は米山・東頸城丘陵・西山連峰などの山系とその支脈に囲まれ、農地は2級河川鯖石川・鶴川と別山川流域に形成された平坦地と、鯖石川・鶴川の下流に形成されたデルタ地帯に開けているほか、河川の両岸から山間沢地に棚田状に分布する中山間地域を有する。

気候は年間を通じて比較的温暖であるが、冬は北西の季節風が吹き荒れ、平野部は比較的積雪量が少ないものの、山間部に入るに従い急速に積雪量が増加し、住環境の差が生じている。

2 本市の農業構造

本市の農業構造は、上記のような気候・地形・土壌等の諸条件から、農業生産の大半を水稻が占め、生産者のほとんどが兼業農家である。

本市の人口減少の進行とともに総農家数、販売農家数が年々減少しており、担い手不足が深刻化している。

特に中山間地域における人口減少が著しく、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

ほ場整備を実施していない地域の農地は、全体の4割を占め、大型の農業機械が導入できないなど効率的な営農活動が難しいため、ほ場整備を計画的に実施している。

農業経営について、園芸作物の作付面積拡大や水田活用の直接支払交付金の活用などによる複合経営を推し進めており、これに伴い需要に応じた品目の選定や気候変動に対応した栽培技術の向上、農産物を活用した加工品の開発や販路の確保が必要となっている。

3 農業経営の発展目標

本市の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図りつつ、農業者が「儲かる農業」として魅力を感じ、効率的かつ安定的に農業を経営していくことを目的として、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展目標を以下のとおり示す。

農業経営の発展目標（主たる農業従事者1人当たり）

年間農業所得	400万円程度
年間労働時間	1,500～1,900時間程度

※ 柏崎市及びその周辺市町村における優良な経営事例を踏まえつつ、地域における他産業に従事している勤労者の所得を参考に算出（年間農業所得は、産地づくり推進交付金、中山間地域等直接支払制度交付金、農業の担い手に対する経営安定のための交付金等を含む）

※ 年間農業所得の「程度」は2割の範囲とする。

なお、集落営農組織や農作業受託組合、規模拡大を志向する兼業農家も担い手として位置付け、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、農道、農業用排水路の維持管理が地域の協同作業により行われていること、山間地では大型機械作業が困難なことを踏まえ、現状を維持したいとする高齢農家や安定兼業農家、定年退職後の規模拡大志向農家も重要な経営形態と位置付ける。

4 農業振興の方向性

本市は、地域計画において、将来の地域農業を支える担い手として位置づけられた農業者を中心とした担い手等の経営安定化に資する取組みを以下のとおり挙げ、これらを重点的に施策展開することとする。

- (1) 米の安定的な収量と品質の確保による農業者の所得や意欲の維持向上
- (2) 水稻＋園芸作物等による複合経営の推進
- (3) ほ場整備の計画的な実施
- (4) 農地の集積・集約化の促進
- (5) スマート農業の推進
- (6) 地域計画の実効性確保の取組み
- (7) 中山間地域における生産性の向上及び地域資源を活かした地域づくり

5 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けての取組方針

4で示す担い手の効率的かつ安定的な農業経営の実現のため、4で挙げた方向性のほか、具体的な取組方針を以下のとおりとする。

(1) 米の安定的な収量と品質の確保による農業者の所得や意欲の維持向上

農業者の所得や意欲の維持向上を図ることを目的として、需要に応じた米作りを進めるとともに、以下の取組みを重点的に行う。また、これら取組みを通して向上した技術力により、安定的な収量と品質の確保を図る。

- ・本市認証米「米山プリンセス」の取組者に対して、生産技術向上のための支援を行うことで、取組者及び認証者の増加を図り、ブランド化と柏崎産米の価値向上を目指す。
- ・極早生米「葉月みのり」や高温耐性のある「新之助」など様々な品種の栽培により、安定的な収量の確保を目指す。

(2) 水稻＋園芸作物等による複合経営の推進

農業経営の多角化、複合化を目的として、以下の取組みを行う。

- ・園芸作物の作付面積拡大や水田活用の直接支払交付金の活用等による需要に応じた品目の選定や気候変動に対応した栽培技術の向上等の課題に対し、関係機関と連携して生産者をサポートする。
- ・農産物を活用した加工品の開発や販路の確保などの六次産業化の取組みを支援する。

(3) ほ場整備の計画的な実施

効率的な営農活動の実現のため、第4で示す計画に沿ってほ場整備を実施していく。

(4) 農地の集積・集約化の促進

ほ場整備等を契機に地域の合意形成を図りながら、地域計画に位置付けられた担い手への農地集積・集約化を促進するとともに、農地集積関連助成制度の活用などにより農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図る。

(5) スマート農業の推進

A I等の先端技術を活用した農業機械等の導入を推進し、農業者の生産性向上及び省力化・効率化を図る。

(6) 地域計画の実効性確保の取組み

地域計画の実効性確保のため、地域の話し合いを継続し、計画の定期的な見直しを行うことで担い手を確保し、農地の効率的な利用を促す。

(7) 中山間地域における生産性の向上及び地域資源を活かした地域づくり

人口減少が特に著しい中山間地域において、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めるとともに、農業基盤や

農産物を中心とした地域資源を活用し、地域が主体となって取り組む地域づくりを支援する。

(8) その他の取組方針

ア 個別経営体の法人化の促進

農地の利用集積や園芸導入などにより経営の規模拡大、複合化を図りつつ、必要に応じて法人化を促す。法人化に至らない場合でも、世帯員の役割分担、就業条件、収益分配等を明確にし、世帯員個々の経営能力が発揮できるよう家族経営協定の締結を促す。

イ 女性参画の促進

農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請や地域計画の協議の場への参加など、農業経営や地域農業に関する方針策定への参画を促進する。

ウ 関係機関との連携

農地・担い手に関する情報及び農用地の利用調整を一体的に推進するため、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区（以下「関係機関」という。）との連携強化を図る。

エ 経営能力向上の取組み

関係機関と連携し、認定農業者・認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合等の研修会による経営能力の向上を図る。

6 新規就農者の確保・育成

本市の令和6（2024）年の新規就農者は5人、過去5年間の平均は6人程となっており、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。このような状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や、新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては年間11人の当該青年等の確保を目標とする。

3に示す年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

上記に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まで支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心となる経営体へ育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 （主食用米、加工用米、輸出用米）	（作付面積） 水稻 17.0ha （うち非主食用米 6.0ha） （経営面積） 自作地 3.0ha 借入地 14.0ha	（資本装備） ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・格納庫 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・軽トラック 1台 ・トラック2t車 1台 ・乾燥機 2台 ・色彩選別機 1台 ・精米機 1台 （その他） ・経営耕地は連担化した農地	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保
水稻 ＋ 露地野菜	（作付面積） 水稻 16.0ha （うち非主食用米 4.8ha） えだまめ 1.0ha （経営面積） 17.0ha	（資本装備） ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・格納庫 1棟 ・育苗ハウス 1棟 ・軽トラック 1台 ・トラック2t車 1台 ・乾燥機 2台 ・色彩選別機 1台 ・精米機 1台 （その他） ・経営耕地は連担化した農地 ・えだまめの主要機械はJA所有機械を借入、出荷調製はJA施設利用	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	(飼育頭数) 乳用牛 経産牛 50 頭	(資本装備) ・軽トラック 1 台 ・蓄舎 1 棟 ・飼料タンク ・堆肥舎 1 棟 ・尿溜 ・ミルカー、バルククーラー、バースクリーナー、ダンプトラック (その他)	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施	・休日制の導入 ・酪農ヘルパーの活用

(注) 生産方式において、主要資本装備・前提条件があり、営農類型によって異なる。

組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 ＋ 大豆	(作付面積) 水稻 45ha (うち非主食米 8.8ha) 大豆 5ha (経営面積) 50ha	(資本装備) ・トラクター 3 台 ・田植機 2 台 ・直播アタッチメント 1 台 ・コンバイン 2 台 ・乾燥機 4 台 ・色彩選別機 1 台 ・ドローン 1 機 ・軽トラック 3 台 ・育苗ハウス 4 棟 ・トラック 2t 車 1 台 ・格納庫兼事務所 1 棟 (その他)	・農業経営改善計画に基づく営農の実施 ・複式簿記による青色申告を実施 ・体質強化のため法人化を図る	・休日制の導入 ・社会保険への加入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保を図る

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 ＋ 露地野菜	(作付面積) 水稻 40ha (うち非主食用 米 8.6ha) たまねぎ 3.0ha えだまめ 3.0ha カラワ－ 1.0ha (経営面積) 47.0ha	(資本装備) ・トラクター 2台 ・田植機 2台 ・コンバイン 2台 ・たまねぎ移植機 1台 ・えだまめ播種機 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・格納庫兼事務所 1棟 ・軽トラック 2台 ・育苗ハウス 1棟 (その他) ・たまねぎは、は種を除く主 要機械はJA所有機械を借 入 ・えだまめの出荷調製はJA 施設利用	・農業経営改善計 画に基づく営農 の実施 ・複式簿記による 青色申告を実施 ・体質強化のため 法人化を図る	・休日制の導入 ・社会保険への加 入 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保 を図る

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は、第1の3に定める年間農業所得目標の5割程度を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう、必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関や集落との連携・役割分担の考え方

本市は、関係機関や集落と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 本市農業委員会を始めとした関係団体は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報共有

本市は、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、関係機関と情報共有を行う。

農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、意欲ある農業経営者への移譲を進める。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

本市の人口減少の進行とともに総農家数、販売農家数が年々減少しており、担い手不足が深刻化している。

特に中山間地域における人口減少が著しく、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

(2) 今後の見通し

ほ場整備を以下のとおり計画的に実施する予定であり、これを契機に各地域での担い手への農地集積・集約が進む見込みである。

特に中山間地においては、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めることで、更なる農地の集積・集約を促進する。

地 区 名	整備及び計画の状況
西山町和田	令和7（2025）年度完了予定
畔屋	令和8（2026）年度完了予定
西山町五日市・内方	令和8（2026）年度完了予定
黒滝	令和8（2026）年度完了予定
山口	令和8（2026）年度完了予定
中鯖石南部	令和11（2029）年度完了予定
中鯖石南部2期	令和11（2029）年度完了予定
西山中部	令和11（2029）年度完了予定
矢田	令和12（2030）年度完了予定
安田	令和13（2031）年度完了予定

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割（4,200ha）程度まで進めることを目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90%（4,200ha）	（農業振興地域内農用地区域面積の内）

（注）「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」

は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

区 分	営 農 類 型	育成すべき経営体の目標	備 考
個別経営体	水稻（主食用米、加工用米、輸出用米）	113	
	水稻＋露地野菜	80	
	酪農	1	
組織経営体	水稻＋大豆	20	
	水稻＋露地野菜	20	
合 計		234	

（注）目標年次はおおむね10年先とする。

（3）農用地利用等の将来ビジョン実現に向けた取組

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等が連携し、地域計画の更新を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

特に、中山間地域における担い手不足の課題については、地域計画の協議の場等を通じて、将来の農業の在り方を話し合うことで、農用地や環境保全に努めながら、農地の集約化を図り、担い手が営農しやすい環境づくりを図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域性、すなわち水稲単一経営や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ・ 地域計画推進事業
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ・ 平坦部においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業（法第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項）

(1) 法第18条第1項の協議の場の設定の方法について

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設定する区域ごとに、本市として基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興部農林水産課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準について

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について

本市は、地域計画の更新に当たって、関係機関及び農地中間管理機構と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業の実施促進に関する事項

- (1) 本市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分

理解され、地域一体となって事業を進めるとの合意形成が行われるよう、普及啓発活動等を行う。

- (2) 市、農業委員会、農業協同組合等は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは基本要綱参考様式第 6－1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) (4)の(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。
- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有

者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（新潟県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要である。そのため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供を推進し、地域計画の変更に関する協議の場で農作業受委託の活用の周知を図るなど、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。具体的には、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備に努める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリエレーベーターの利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、柏崎市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻作、大豆作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、ほ場整備実施地区では、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が近い将来の進路の一つとなるよう、教育機関や教育委員会と協力しながら、生産者との交流の場を設ける。また、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広める。

(2) 新たに農業経営に取り組もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して当該青年等の営農状況を把握、共有しながら研修や巡回指導など、効率的かつ適切なフォローアップを実施していく。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、柏崎市認定農業者等連絡協議会との交流の機会を設ける。また、商工会等とも連携して、柏印柏崎青果株式会社や愛菜館等の直売所への出荷のためのアドバイスをを行い、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターが実施する簿記記帳をはじめとした経営管理手法の習得を目的とした研修会への参加誘導や、各種情報の提供により、支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年5月27日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年10月5日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成19年5月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和3年10月20日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和7年9月18日から施行する。